

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（新規制基準対応（再処理施設、廃棄物管理施設）」

2. 日時：令和3年3月23日（火） 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職

日本原燃(株)

溝部 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html

・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html

- ・ 令和3年3月17日
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁イノマタです。ただいまから、日本原燃株式会社再処理施設と廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に係るヒアリングを開始したいと思います。
0:00:17	本日も録音で行いますので、発言にあたっては、所属と氏名を名乗っていただいてから発話をしていただくようお願いいたします。
0:00:29	また経営赤字情報については発話しないようお願いするとともに、万が一発話ししまった場合には、その場で訂正のほうをお願いいたします。
0:00:41	また本日の説明の内容ですけれども、前回のそのヒアリングに引き続きまして、本日は、
0:00:53	保安規定審査基準との関係、あと、事業指定、多分ません事業変更許可申請書との関係性、これについて説明いただくということで、3月17日の資料持って御説明いただくというふうに理解しています。
0:01:12	それでは日本原燃の方から本日の出席者等、説明のほうをお願いしたいと思います。
0:01:21	はい、上下ウラン弁明再処理事業部の溝でございます。本日はありがとうございます。
0:01:28	本日は御説を御説明説明者は保安管理課ハヤミ課長以下骨子さかいページ粒子させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
0:01:43	それでは、ハヤミのほうから説明させていただきます。
0:01:50	はい、えっと還元のハヤミでございます。それでは本日経営新規制基準に係る保安規定変更申請つかる一辺倒御説明ということで、まず当地3月17日に提出をいたしました資料2-
0:02:06	ある意味、保安規程審査基準と保安規定の
0:02:12	記載の通り整理表についてはそちらのほうから御説明をさせていただきたいと思います。
0:02:25	1月29日に変更いたしました保安規定変更申請の規程審査基準への適合性について、こちらのほうにまとめてございます。
0:02:34	保安規程審査基準で要求される事項に対して、各施設の保安規定で対応する条項を示す形で整理をするのにございます。
0:02:44	産経の記載欄につきましては1月29日に変更した条文については、その変更内容を記載しております。同じですね、凍上が何度か出てきますので、その場合は、
0:02:59	全室のところについては変更内容の記載は省略をさせていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:05	その場合の条文番号のみ前室であることを示したものを米印を付しという形で整理をしてございますから、また変化しない情報については、条文番号のみを記載するという形でまとめたものでございます。
0:03:21	それから系統 1 月 29 日の一般規定変更申請で変更した生徒箇所について御説明をさせていただきます。
0:03:29	一方、
0:03:31	二つ目通し番号 39 ページ、39 分の 4 ページでございます。保安規定変更申請のほうでは、
0:03:41	各職員の職務内容として、火災防護計画等の作成を追加しております。こちらの保安規定の系統が基準があるところの保安規定。
0:03:52	なお、
0:03:54	各職員の職務の内容が定められていることに適合する形となっております。
0:04:01	それから 39 分の 5 ページですけれども、3 規定が変更申請は、
0:04:07	安全部会の審議事項として、火災防護計画等を追加しております。審査基準のところの隔離の職員の範囲及びその案について適切に定められていることということそれから一つ関連する条文といたしまして、11 ページにありますけども、
0:04:35	はい。
0:04:39	すみません、ちょっと順番。
0:04:45	確かに来て作っていく。
0:04:48	地下
0:04:54	はい。
0:05:05	三上。
0:05:12	すみませんでした。ページをあわせまして 13 ページでございます。13 ページの 7 ポツの解説のほうに関する重要事項及び再処理のペーパー上に関する事項を審議する委員。
0:05:28	会議の設置構成及び審議事項について定められていることということに対して設計をしてございます。すみません、ちょっとこちらの方、当 21 条の安全委員会の審議事項と校正等でございます。こちらもちよっとか関係しますね。
0:05:44	ちょっと米印が入っておりませんので、そこは修正をさせていただきたいと思えます。
0:05:52	それから、まとめまして、経営等、
0:05:58	49 分の 6 ページ。
0:06:02	いなります。
0:06:07	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:17	すみません、三つの確保する人員については誤記訂正ということで、審査基準との関係での変更はないというふうに考えてございます。
0:06:28	それから、
0:06:30	26条ですね、そういう一般事項の第9項誤操作を防止するための措置を規定してございますけども、あの手順書策定に係る条文の思考として整理をしたものということで、ここに該当するものとして整理してございます。
0:06:45	それからその下、29条の2-2以降ですねこれあの、火災防護に係る体制の整備等について規定してございます。違う活動実施するための計画を策定するというので、保安規定の規定してございまして、
0:07:01	審査基準の対象施設の操作及び管理に係る経営組織規定を作成することが定められていることに適合しているというふうに考えてございます。
0:07:11	この状況につきましては、このほかのページ12にありました地震火災有毒ガス等の発生時に講ずる措置について定められていること、それから、19ページの第1項第15号の
0:07:27	設計基準も設計想定事象等に係る体制システム保全に関する措置の適用するものとして整理してございます。
0:07:37	はい。
0:07:38	Hはえっと同じですね、29条の3456というような値整理してございます。
0:07:51	39分-10ページですけども、はさ
0:07:56	ベンチの話をちょっと及びその安全機能につきましては、第30条の3として規定していると。
0:08:04	ということで、これ、
0:08:06	審査基準の経営組織規定やサービスの策定に適合するものというふうに整理してございます。
0:08:15	ただ、39分51ページ以降ですね公安別居規模の保安上特に管理を必要とするインターロック等から言うと40条のせん断溶解行う使用済み燃料等の系統。
0:08:29	締結者の変更についても同じという形で整理してございます。
0:08:34	こちらについてはCAPEその他経営再処理施設の経営等操作前操作後に確認すべき事項等にも関わるものというふうに整理してございますか、ちょっとそちらのほうでは、第3章の第1、
0:08:47	4章第6章、各条という形で記載しておりますその中に含まれるものという形ですすみません整理してございます。
0:08:54	。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	kAと12ページ、39分の12ページです。30第34条、非常用所内電源系統は一層開放故障時の対応等を経過しておりますが、審査基準の再生に設備の操作前及びそのさらに実質確認すべき事項、
0:09:15	次定められるということに適合してございます。
0:09:20	39分の14ページ。
0:09:25	になります。第86条の海洋への放出から第88号の体系の放出、こちらの放出管理目標値を変更してございますが、その位置付けですね、審査基準上との関係については、
0:09:40	これまでと変わらないという形で考えてございます。
0:09:45	同じく14ページですけれども、101条の経営線量当量等の測定の第3項に、
0:09:57	それと線量と確率等の表示について追加してございます。こちらの
0:10:04	放射線業務従事者等が受ける線量について線量限度を超えないための措置が定められていることに適合しているということで考えてございます。
0:10:18	こちらも再研修等の
0:10:23	それから39分の17ページへと通信連絡設備、安全避難通路等につきましては、緊急時に備え、平常時から緊急時にすべき事項が定められていることに適合すると。
0:10:38	いうことで対応してございます。
0:10:45	通信連絡設備については、組織内規定で策定することについても関連するというので整理してございます。
0:10:55	それ以降は巡視点検の対象ですとか、施設管理に関係する条文の一部変更はございますけれども、規程審査基準等との関係においても変更というのは、系統内というふうに考えてございます。
0:11:13	廃棄物管理につきましても、道路の整備を行っています基本的には同じような形での整理してございます。
0:11:22	すみません、説明は以上になります。
0:11:30	規制庁イノマタです。ただいまの前年の実績に対して今かかっていることは、
0:11:37	規制庁のフジワラで
0:11:40	私のほうから何点か確認をさせていただきたいと思います。
0:11:44	まず第29条の関係で設計想定事象への対応に関する部分なんですけれども、そちらの教育訓練の部分については、どこの審査基準への対応ということで整理したのか説明をしてください。
0:12:18	津浪のハヤミでございましてはいすいません少々お待ちください。
0:12:37	これです。
0:12:39	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:55	すいません系統、こちらのですね 39 分の
0:13:03	20 ページにございます。中学校の先生必要な機能を維持するための活動を行うように対する教育訓練に関することですね、そちらを規定することということですので、そちらに関連するものとして規定をしたということで整理をしております。
0:13:23	規制庁の藤村です。この 39 分の 20 ページのところの教育訓練のところに関連するというふうに整理されたとのことなんですけれども、その場合にはこちらとの関係すると思うんですが、
0:13:38	第 17 条 1 項の第 5 号、
0:13:42	こちらの
0:13:44	保安教育。
0:13:46	の部分ですね、この 4 ぽつで、
0:13:50	具体的な
0:13:53	保安教育の
0:13:54	内容とかっていうところの審査基準にそういったものがあるんですけども、こちらとの関係性ってどうお考えになられているのか説明していただけますでしょうか。
0:14:16	はい、本件のハヤミでございます。
0:14:23	ここで言う教育についてはどちらかと具体的な処置等について記載をして回答教育、具体的な活動ですとか、そういったものに対する教育というふうに考えてございます。当具体的そういう意味で
0:14:40	適切な場所になっていた先ほど申したこの両括弧 2 の部分になると思いますけども、広い意味で、保安教育というものと、一部として実施するものというふうに考えてございます。
0:14:56	町のフジワラです。では今
0:15:00	事業者としての整理としては関係するところにある程度記載をきちんとしていて、これにも関係するということを示していただいていると思うんですけども、そういう意味では 5 号の 4 ポツにも関係するとして、こちらでの整理もされるという理解でよろしいですか。
0:15:29	日本原燃の次回にございます。ちょっとその教育ローン利子付けにつきましては、すみません、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:15:41	規制庁の藤原です。ご検討いただくということなんですけれども、この第 5 号の 4 ポツではちょっと具体的な教育の内容といったこと話も入っていますので、おそらく関連するのかなというふうに思っています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	出たので関係性を整理していただきたいと思っています。その際に、実際の保安規定ではどうじゃどう規定しているかというところについて確認したいんですけども、第 9 章のところの保安規定に組み込まれるというふうな形で、
0:16:14	教育訓練との関連関係性っていうのは、別途整理されているというふうに理解してよろしいですか。
0:16:39	日本原燃のハヤミでございます。第 9 章保安教育との関係。
0:16:47	けども、
0:16:53	ここで言っている教育ですね、いろんな整備のための教育があると思います。その中で非常の場合とるべき措置というのが教育の 1 項目として規定しております。
0:17:10	気がつかない教育の内容とか、それからその深さに応じて
0:17:18	対象者と変わるものというふうに考えてございまして、広い意味での非常用の教育、それにはこういった火災時の系統概要の教育であるとか、そういった異常時の対応の教育が入ってくると思いますけども、
0:17:33	そういう意味での大至急として第 9 章の保安教育として実施すべきものとそれから実際の当直員とかですねそういった系統より具体的な活動を実施する人に対する教育と人へのレベルが事件実施をするものということで、
0:17:51	そういつごとにですかね、日についてはその大傾斜も保安教育の非常時異常非常時の教育として実施すべきものというふうに考えてございます。
0:18:06	規制庁のフジワラですけどあの本教育の中の一部であるというふうな認識をされているということで、整理をいただきたいんですけども、この第 9 章の保安教育にこもっ組み込まれるものであるとするのであれば、その点紐付けが必要になるのかなと思っています。
0:18:24	当とこと関連するのかっていうところで単独で行うで教育訓練ではないと思いますので、ちょっとこの辺りの秘密の紐付けは必要かなと思っていますがその点はどうお考えでしょうか。
0:18:39	はい、結論がハヤミでございます。
0:18:42	そして内機種の保安教育との関連ですねそちらも含めて、その整理をした上でとしておりまして紐づけが明確でない部分もあれば、保安規定をするという形で、
0:18:57	これさせていただきたいと思っています。
0:19:03	規制庁コサクです。
0:19:06	進ま整理をしていただくということで、その際に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:15	明確にして欲しい点お伝えをしておきたいと思いますので先ほどハヤミさんが御説明されたようなところだと深さに応じて条文が違うということを言われているような気がしたんですけど。
0:19:32	保安教育の条文自体その深さどうこうという話は、
0:19:37	規程上はそんなに明確になってないので、もし何かそこで整理をされてるのであれば、どういうレベルがこちらの対象でというようなところの考え方とかですね実運用のところとか、何を考えてどう整理をしてるのかっていうのがわかるように説明をいただきたいと。
0:19:58	ということで、それが実情まず整理をした上でそれが保安規定上どう現れているのかあらかずのいいのかと。
0:20:07	ということの考えもまとめて御説明いただきたいと思います。よろしく願います。
0:20:14	はい、ハヤミでございます。どういった教育という整理に他の教育内容等の整備を含めて判決の関係を整理をした上で御説明させていただきたいと思います。
0:20:31	成長のフジワラです。今のところに関連してもう1点なんですけれども、こちらの整理としては管理も同様の整理をされてると思いますので、今再処理施設のところで議論したようなことを管理のほうでも同様に考えていただいて検討していただきたいと思います。
0:20:52	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、最終施設と同様に廃棄物管理施設についても整理をさせていただきたいと思います。
0:21:03	規制庁の梶原です。よろしく願います。続きまして、40条で規定を変更されている冷却期間の変更についてなんですが、あと誤操作防止では26条で、
0:21:18	変更していただいてか、追加ですかね、していただいた誤操作の防止、これらの規定に関係するものが、
0:21:27	今、第17条の1項第6項の2ポツへの適合というふうにされているというふうに説明があったかと思います。こちらについてはどういった考え方でこちらに別途整理されたのか設置もう一度説明いただけますでしょうか。
0:21:55	日本原燃のハヤミでございます。ちょっと整理の仕方がちょっといまちなのかもしれませんが、第20、今示しております第29、76条の第9号ですね等に追加しました。
0:22:12	誤操作の防止のための措置を講じるということで、これ全体としてですね、この26条が操作上の一般事項ということで、その際に係る当JAIに確認すべき事項等ですとか、次から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:30	結構逸脱した場合に講じるべき措置等、そういったものを手順書に定めて等定めるという条文となつてございますので、そちらに関連するその整理で、ちょっとあまり問題。
0:22:45	結構今経営と第 17 条第 1 項第 6 号の 2 ポツの組織規程類を作成することということで、こちらのほうに記載をさせていただいているものになります。
0:23:14	規制庁コサクです。資料は手で持ってますのでスクロールで時間をかけるようなことはやめて淡々と話していただけますか。
0:23:25	はい、日本原燃サービス申し訳ございませんでした。
0:23:34	それで、操作上の一般事項についてはですね、投稿していません。
0:23:41	39 分－11 ページとかですもん何か失敗から出てきますそれから、ちょっと明記はされていないんですけども、39 分の 12 ページのここ、
0:23:56	そうですね。出して参照第 4 章第 6 章の確保を譲渡という形で出てくるということになります。ちょっとこちらの展開をしてないのがあまりよろしくないんですけど、そういった中で、
0:24:11	ちょっと誤操作の防止といい観点では、この一番最後の 39 分の 12 ページの 5 ポツの操作前操作方法に確認すべき事項ない操作に必要な事項について、この中で整理をした上でとふさわしいのではないかと思います。ちょっとあの
0:24:30	一つのそこの中でいろいろ関わってくるところがあるのでそうちょっと一番最初のところに記載したという形が逆にわかりにくくなっているところではないかというふうに思いますし、
0:24:47	設計
0:24:51	規制庁のフジワラの今の整理状況があまりよろしくないということを来自分たちで今自覚されたということですので、別途検討をしていただきたいんですけども、実際、どういうふうに修正されるのかっていった方向性を今御説明いただけるでしょうか。
0:25:10	はい、浦邊のハヤミでございます。ちょっと同じ条件で複数に関わる場所ですね、当が複数のその審査基準に関わるものがあるんですけども、その中で今回変更した内容が一番適当なところに、この変更した内容を記載するのが、
0:25:28	適切かというふうに思いますので、ちょっとそういう形になるように、資料のほう修正させていただきたいと思います。
0:25:37	町のフジワラです繰り返しました
0:25:40	それでいいかと思います。一番関連するところがやはりきちんと書きくだされて少しももとの条文があるところと関係するとかいうところは、少し省略系なんかで書かれるのがいいのかなというふうに思っていますので、適切に修正をしていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:01	日本原燃のハヤミでございます。承知いたしました。
0:26:04	規制庁コサクです。その際にですね、省略スルー5のところには、
0:26:11	どこの合同で具体的に書いてあるかっていうその呼び込みをちゃんと書いていただいて、全体像がわかるように、それぞれで見られ流量にということで配慮をお願いします。
0:26:26	はい、日本原燃のハヤミでございます。さらに修正させていただきます。
0:26:34	規制庁の藤原です。あともう何点かお聞きしたいんですけども、34条で、
0:26:40	規定を
0:26:42	されている部分で7日間の連続運転のための燃料の配備であったり、ISO開放故障への対障そういったところが今、舗数のほうで
0:26:56	メインぽく今分かれているということなんですが、こちらは第25項の1ポツとの関係性ってどういうふうにお考えになられているのか説明していただけますでしょうか。
0:27:22	ちょっとフジワラで先ほどの整理との関係でいうと、今第34条も別途15号の1ポツに書かれていて、ただこちらが省略系ということで、どちらがメインと考えられているかっていうところをお聞きしたいところです。
0:27:43	東翼日本原燃のハヤミでございます。
0:27:55	やはり15ですね。につきましては設計想定事故等に係る最終施設も保存に関する措置ということで、
0:28:05	次、
0:28:06	なりますが、
0:28:16	来た先、
0:28:19	今回追加いたしまして、一層階層こそですね、そちらについては、
0:28:30	一層解放についてはそれ自身残ったところでもまだあの施設に対して影響をおよぼしている状態ではないと箴川結果として、3000上重要な施設等に対して何らかの機能影響があれば、その時の対象することになると思いますけども、
0:28:47	そこ介護、
0:28:49	なんかする措置という整理だけであれば、平常時の
0:28:54	平常時と通常の運転管理の範囲の中で実施すべきものと、いうふうにございまして、現行の
0:29:02	場所ですね、のほうに記載をさせていただきますのがよいと考えております。
0:29:08	それから後7日間の
0:29:11	燃料の確保につきましては、
0:29:15	こちら最終的にある。
0:29:18	事故等を防止するための平常時の管理として、燃料棒運用、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:26	確保していくということに学んと思いますが、
0:29:30	それが
0:29:39	燃料の確保は
0:29:54	そういう情報不振他企業があるんですか。
0:30:05	こちらも机上に出る発電機ですね伊藤中根の調査が可能であるというか
0:30:16	必要な機能の一部として整理をするものということで、
0:30:21	最終施設の現行の経営操作に必要な事項について定めるという形での整理が、
0:30:28	適当というふうに考えております。
0:30:35	規制庁コサクです。
0:30:39	ある程度関連してる上方向なので、まとめて対応されるとかでも全然構わないので、考え方を説明していただければいいんですけど、今だいぶん悩まれて、
0:30:54	苦しい紛れにというところちょっと語弊があるかもしれませんが、何とか絞り出してるような感じになっているので、改めて整理をしてですね、どっかどういう内容だとはどういう内容というのはどういう趣旨のものだと。
0:31:10	この位置付けでこの条文でどの範囲からが設計想定事象の対応体制としての整備の範疇かというようなことをまとめていただきたいと思います。併せてですね、設計想定事象の中には課さ言いなり地震なりっていうのが入ってくると思うんですけど。
0:31:31	それについてご説明あったように審査基準では3ヶ所、類似のものが、
0:31:37	あるということなので、それぞれの要求事項に対してどういうことを
0:31:45	対応していると思っていて、それを条文ではここを表している。
0:31:50	いうことをですねこの対比だけではちょっとその部分もわかりにくいので、同じように、全体の考え方として整理をいただいて説明いただければというふうに思います。
0:32:07	はい、日本人の中身でございます。審査基準との関連ですね、どういった
0:32:14	措置運用のところまでがどこに関わるかといった形での整理をさせていただきたいと思います。
0:32:24	規制庁のフジワラです。整理をしていただくということがあるので、
0:32:29	目なんですけれども、ご返答いただけるのであれば説明がいただけるのであればということでお聞きしたいんですけども、30条の3であったり、32条とかで今変更しようとしているところ。
0:32:47	についてなんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:50	安重等っていうので、記載の適正化をしているところとかですね許可の整理の反映を受けている部分、ここについて、今 6 項の 2 ポツなり 3 ポツというふうにしているんですけども、この辺りも、
0:33:08	特に 2 ポツなんかで、
0:33:11	整理をしている部分だともともある条文がここなのでっていうことで不適合のところ、2 ポツに書かれているのかなと思いつつも、この辺りはどこら辺でどの審査基準に達して対応するものがメインとなってくるかっていうところで、
0:33:27	もしお考えが説明できるのであれば説明いただけますでしょうか。
0:33:39	はい。名御礼のハヤミでございます。
0:33:42	39 分ー10 ページの第 30 条の 2 ですね、別表 7ー3 につきましては、この補正申請 30 条の 3 ですね、使用済み燃料等に燃料による総合試験の操作における不適合等の管理、この中で、
0:34:00	不適合の管理のグレードといいますか、その扱いを変えるにあたって、この安全上重要な施設等の理由は、機能に応じてその扱いを変えるということで整理をさせていただいております。テープなどで不適合管理としての記載ですので
0:34:20	整理としては、今の組織内で作成することが定められていることの不適合についての管理を行い、
0:34:30	それに行うということで整理をさせていただくのがいい検査と思います。
0:34:35	これは 32 条ですかね、39 分ー11 ページの
0:34:41	別添 9 については、ちょっと
0:34:46	こちらの設備の管理について規定をした。
0:34:50	ここになりますのでCOCOというよりかは、どちらかという、12 ページの
0:34:59	操作に必要なんですが、操作前及び操作に確認すべき事項とそういったものとの等に関連する整理というふうに
0:35:08	はい。
0:35:09	の方が適当ではないかというふうに考えております。
0:35:15	規制庁のフジワラですけども、32 条のほうはエコポツという
0:35:21	ところで操作に必要な事項についての方が適切ではないかといった減ったかと思しますので、ちょっと同じような内容の整理だと思うので、3 柱状の 3。
0:35:33	についても、この 5 ポツに対する対応というふうにも見えるような気がするんですけど想定については、
0:35:40	不適合等の管理っていう方の
0:35:44	部分での 2 ポツであるっていうふうな

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	ご理解は変わらないのでしょうか。
0:35:54	すみません、2億円のハヤミでございます。はい、すみませんでしたらちょっと参考はあれですね、
0:36:03	詳細会のための手続きというふうに地形をしたものでございますので、
0:36:12	広くとらえると操作前に確認すべき事項ですね新たに操作するにあたって不適合安全上重要な施設等に係る不適合が措置されているということを確認をするというふうに付けができるかと思えます。
0:36:29	で、ちょっとその辺含めて今一度政治の方させていただければというふうに思えます。
0:36:38	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。
0:36:41	で、あと、次に管理の部分についてなんですが、
0:36:46	今回、13章の運用、
0:36:49	関係する部分の変更についてなんですけれども、こちら側とも移動というような文言が出てくるので今11号のところの運搬関係ということで1ポツに、
0:37:04	に対応するものというふうに記載されていると思うんですけれども、
0:37:10	1ポツのことですかね。
0:37:13	ちょっと、
0:37:14	と思うんですが、こちら側に関しては、この運用って、実際異動の話なんでしたっけってこそ運搬がメインで
0:37:27	何点か規定したいというところでの
0:37:30	話だったのかっていうところも含めてで整理を説明していただけますか。
0:37:42	はい、結構日本原燃のハヤミでございます。こちらのもともとの量が受け入れの計画を策定をしてそれが続いて受け入れを行うことということの条文でございます。
0:37:58	で、
0:38:00	ちょっと、
0:38:05	による意味では、
0:38:25	4、39分の30ページの日本発の廃棄物管理設備の操作にあたって確認すべき事項等について、
0:38:36	説明することといった形での整理のほうが
0:38:42	適切ではないかというふうに思えます。
0:38:47	規制庁の藤原です。わかりましたじゃあのこちらも再処理とともに、また、
0:38:54	整理の状況を整理をされて時サイトウ変更もらう中で適切に対処していただきたいと思えます。
0:39:06	4点目の紙でございます承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:11	規制庁のフジワラです。続けて、
0:39:14	当管理の部分なんですけれども、
0:39:17	今、安全委員会の審議事項というのが、別途審査基準にもともと含まれていない部分ですので、おそらく名見ながら整理されたんではないかと思っていて、今は職務、
0:39:30	ところですか。3号の
0:39:34	1ポツであったり、各取の職務の範囲ということで、
0:39:40	第4号の2ポツのところに、
0:39:43	整理されているという状況かと思うんですけれども、でもそこに関連するところも職務の中で見る範囲なんだってということで、今関連づけて書かれているところかと思いますが、
0:39:57	第6項の5ポツで
0:40:04	地震火災時の発生時に講ずべき措置の中に別途こういったことも含まれているのかなと思うんですけれども、こちらとの
0:40:13	関係は、
0:40:16	どう考えられてるでしょうか。
0:40:30	日本原燃のハヤミでございます。ちょっと
0:40:36	今回の何ですかね、安全、
0:40:42	委員長。
0:40:45	審議事項の追加でございますけども、ここはあくまで社内でそういった計画についてきちっとしかるべきところで間隔にしましょうということだと思います。ちょっとあの、そういったこともある。
0:41:00	全部でそれぞれの措置に書き出すとですね、多分、全部に関わってきちゃうところもあると思うんですけれども、そういう意味で関連性という意味では、今の
0:41:11	走時条文のところ、
0:41:14	でよいのではないかというふうに思います。
0:41:22	規制庁川崎です。ハヤミはもうちょっとクリアに回答していただきたいんですけど、
0:41:28	我々の審査基準としてはですね、安全委員会の審議事項というような話については、確かにいろいろと審議事項があって、設計施設管理での工事に当たっての審議ってということもあるでしょうし、
0:41:44	もろもろの保安措置に対しての席にはなるものですね、やはり一番重要なのは、運転管理に当たって確実に安全確保されるというところについて議論していただきたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:01	ということで操作の条文のところですね、他の事業だと審議事項を定められているかということを書いていますんで管理については
0:42:15	ほかの事業に比べるとその安全確保についての重要度が大きくないということもあって、
0:42:22	審議についての
0:42:23	文章を記載はしていないんですけど、今申し上げた何が大事。
0:42:29	抑えていくべきかっていう趣旨は変わらなくてですね、それがその操作のところの
0:42:35	5 ポツだったり 6 ポツだったり、
0:42:39	ということになりますので、
0:42:42	先ほどと先ほどか最初のほうにですね、ご回答いただいたように、どこをメインとして変更の対応しているかという関係においては審議だということにとらわれずに、その内容を特に今回変更している審議事項の内容、
0:43:00	に対応した場所に
0:43:03	関連をつけていただきたいというふうに思っています。以上です。
0:43:10	はい、日本原燃のハヤミでございます。再生当初のですね位置付けをちょっと踏まえまして記載のほう適正化について確認をさせて整理をさせていただきたいと思います。
0:43:27	規制庁の藤原です。
0:43:29	あと続きまして、31 条
0:43:34	の
0:43:36	そうですね。
0:43:38	表示する話ですね、こちらの部分の変更点に関して今、
0:43:45	第 8 号のところの排気監視設備及び排水監視設備といったところでの対応ということで整理されていると思います。実際
0:43:57	気体廃棄物の話でというところで、ここに整理をされていると思うんですけども、これ。
0:44:05	ここにも関係するとは思いつつも、第 9 号。
0:44:10	の 9 ポツであったりといったところで、もともとの許可は許可時の規則解釈の中では放射性管理施設への要求であってその対応するものの、
0:44:26	保安規定での規定だと思うんですけども、こちらの 9 号への鉄塔関係性についてどうお考えになっているか説明していただけますでしょうか。
0:44:40	はい、日本原燃の浅見でございます。すいません御指摘のように第 31 条の第 4 項は旺盛廃棄物の排出放出に関わる条文事項ではございますけども、その結果測定等につきましてはここにある放射線管理用の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:58	計測値そういったもので使って測定した結果として管理として実施をしているものということになりますので、ご指摘のように第 1 条第 9 号の A のほうでの
0:45:14	一方、
0:45:17	なお、
0:45:18	4 号ですかね。
0:45:23	はい。
0:45:30	ちょっとすいません、適切なところは確認させていただきますけれども 4 土地とか、
0:45:37	そういったところに関連をするということで申し訳が適切かというふうを考えてございます。
0:45:44	規制庁コサクですけど、4 ポツは測定する測定に関する事項であって、その先の表示までは話をしてませんので、
0:45:55	なのでなんですかね、許可基準規則で明示的に書いてあるものについて保安規定審査基準で対一でしっかりと書き込め生まれているわけではなくてですね、ある程度をまとめて整理しているもんですから、
0:46:12	極論言うと 9 ポツ分のが必要な措置ということでバスケットクローズになってますし、そういったところで整理をいただければ結構かとは思ってます。
0:46:26	いずれにして先ほど申し上げたように変更の主旨内容ということを踏まえて整理をいただければということなんです。以上です。
0:46:38	はい。当然現在ハヤミでございます。ちょっと適切な場所については確認をして記載のほう適正化を図るように修正をさせていただきたいと思います。
0:46:50	規制庁の藤村です。それに関連して 41 条の変更についてもですね、同じように、表示の話がありますので、どこが適切かとかいうところを今一度ご検討いただきたいと思います。
0:47:08	はい、日本のハヤミでございます。先ほどの 31 条と同様に整理をさせていただきたいと思います。
0:47:17	低調のフジワラですと 1 点ですね確認したいんですが、第 11 条の巡視点検についてなんですけれども、こちらが 6 号の日報Ⅱで示す関係性として示されているところの考え方についてもちょっと補足説明いただけますでしょうか。
0:47:49	はい。日本原燃のハヤミでございます。
0:47:56	ぜひ点検ですね第 11 条の全市点検につきましては、
0:48:05	その原資点検の対象当行明確にしてその標準類を作るということで組織が生きているよ策定すること。
0:48:14	ことで、ちょっと今、
0:48:17	第 6 号の 2 ポツのほうに整理をさせていただいてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:34	そのための 30 ページ数 39 分の 30 ページの
0:48:40	当初の地震火災等発生時これ拠点について定められていることということで、そちらにも関連するものというふうな整理をさせていただいております。
0:48:52	ちょっと
0:48:55	そうですね。こちらのほうをメインにするかのがいいのかといったところを含めてちょっと改めて整理をさせていただきたいと思います。
0:49:18	規制庁コサクです。
0:49:21	今御説明あった。
0:49:24	ただ、
0:49:25	特高炉底をちょっとよくわからなくなったんですけど、巡視点検っていうのはいろいろな意味での重視があつてですね、第 3 の法律の三条改正の対応のときの話題としては施設管理としての遵守等、
0:49:42	運転管理、機能維持のか、機能確保の観点での巡視と言う両面があつてもそれを連携をとりながらやりますよというような話で話題に上がったんですけど、今の話は、
0:49:58	どちらかという設計想定事象のような非常時の時の
0:50:03	次、観点のものなのか。
0:50:07	まずそうだから先ほど地震火災時というところの条文、条項を言われたのか、その個々の巡視点検をどういう趣旨のもの。
0:50:18	についての話題なのかちょっと説明いただけますか。
0:50:29	はい。日本原燃のハヤミでございます。
0:50:32	巡視点検につきましては三条改正をして新検査制度の性等に係る
0:50:43	変更におきまして、施設管理の一部として、一部という形の施設管理の活動として、設備の故障等がないことを確認するという活動で実施をするというふうに整理をさせていただきます。もともと 11 条の巡視点検は、
0:51:00	そういった一部含んでおりましたけども、設備の運転状態っていうかね現状の
0:51:08	パラメーター、そういったものが、異常がないかということの確認といったものを含めて巡視点検と言う形で整理をさせていただきます、そういった意味で地震火災等ですねそういった事象が発生した場合に、
0:51:23	設備に異常がないかという確認をすると、そういったものを含めて、この自主点検の中で実施をしているものというふうに考えてございます。
0:51:34	規制庁コサクです。
0:51:37	それなりには理解はするものですね、最初の方にお話したように、その通常時の活動等を今の時火災地震時といったところの対応、その先にある。
0:51:53	非常時の対応と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:55	というようなもので、それぞれどう考えてどこに規定するのが適切と思っているのかということに包含される話だと思いますので、今の話、この重視点検の話も含めて、全体として求めていただければ、あとまとめて
0:52:11	次回説明いただければと思います。
0:52:16	はい、日本だけがハヤミでございます。はい、システムの平常時精査まああのね児嶋そういった総ページ事象自体でこっちがね、そういったものの措置、そういったものも含めて、生徒がどういったところでどういったことをするか、整理をさせていただきたいと思います。
0:52:44	規制庁イノマタです。ここは何か確認することがあります。
0:52:56	規制庁イノマタです。そうしましたらよろしければ、
0:53:02	資料2の②の資料については、ただ、どこの基準適合するかっていうのは事務所のほうですね、人を継続していただくということですので、また修正されたものをですね。見させていただきたいということにさせていただきたいというふうに
0:53:22	では続きまして、市場2の③の事業許可との関係して、これについて説明をお願いします。
0:53:36	はい、日本原燃6ヶ所堺ですと資料2の③ということで事業区分効果等々案件は記載整理表ということで、こちらについて説明をさせていただきます。
0:53:48	一番最初にテントには機械的廃棄物管理になっております。
0:53:54	こちらの資料につきましては、前に対してその指定許可申請書温度後半したものであるかというのを示しておりますいど上にありますように色分けをして新規性基準に関わるドクター口今回保安規定に反映した事項青字としております、
0:54:14	その中で部分的に送るところもありますのでそちらにつきましては緑字で示しております。またこの修正書の整理にあたっては重複する形で何回か記載されているということがありますのでそういうふうな主要な部分のみを
0:54:30	抜き出しを形にしております。そういうそう言っていますのは例えばですね、火災ですとか手順の整理項目に記載されているような措置によって対応が可能であるというような記載がいろんなところに出てくるということがありますので、今保安頁を重要なものとしましては計画の策定や体制の整備、手順の整備ということになりますので、
0:54:50	そちらに置きがあるものをそちらを主要な部分として抜き出して整理をしているということになります。
0:54:57	主な箇所について説明をしていきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:03	まず通し番号で4ページの誤操作防止から今回反映したものとしてそれぞれ事業指定申請書のどこにあるかというところを記載をしております、
0:55:16	次に、火災防護の件について火災防護計画に係る記載されて陣頭指揮最近生後てことで整理をしております、部分的に送り事項としましては重大事故等ですね。あとすいませんちょっと火災区域火災区画ごと緑色になっていないんですけれども、こちらも見送る事項としまして、
0:55:34	時間余裕くれということで、それを除いて反映をしているというような整理をしております。
0:55:44	こちらの方の重大事故対処施設については黒字ではなくて緑ということですが、こちらもとって修正をしたいと思います。
0:55:54	で、A測線、
0:55:56	その辺
0:55:58	という手順に、
0:56:01	記載されているところに対しての半径管理したということが整理をされております、
0:56:07	すみません、ちょっとここで少しの必要性がある。あるんですけど、通し番号の8ページ目のところで海里火災のところですね、こちらの方へのに関する事項2回目に送るということで記載をしたのですが、
0:56:23	緑にしてしまっておりますが多くの課題の管理に関するところまでは緑ということになりまして、
0:56:32	その他の
0:56:33	これにつきましては、設計法令の形で設計に係る部分とあと航空機落下円通訳議の火災に係る代替設備とか周囲の件に関しましては、現在聞こえの施設管理の中で実施するという整理というふうにしておりますので、こちらについても、
0:56:49	修正をいたします。
0:56:55	で火災が1以上になりまして、いっす見つつ、そのあとに溢水化学薬品ということで、こちらの手順に許可申請書上の手順に関わるところについて、抜き出し定数整合を図っているという記載をしております。
0:57:11	尖閣につきましては計画の作成の計画の作成につきましては他の事象に合わせて計画を策定して管理するというので計画を策定ということで、保安規定で規定したということになります。
0:57:25	続きまして、10ページ目のほうに行きまして、火線4体のモニタリングと火山影響等発生した措置についても、こちらについても部分的に送り事項は火山影響等のところですね、フィルタのところが見くってくれということになります

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	が、その他につきましてはマーケ置かせ記載されている計画の策定耐専整備手順等につきまして、
0:57:45	関与するというような形で整理をしております。
0:57:49	続いてその他自然災害の
0:57:53	影響についてなんですけど、こちらにつきましては地震を波及的影響防止のところへ抜き出しております、地震につきましてはこちらにも計画手順等の記載はありませんがここに整理券おります波及的影響の防止と、あと、今までにそこまで下げた地震時の
0:58:09	確認とする措置をとるということですねということとは言いますので、こちらも他の事象と同様に計画を定めて運用するという方向で保安規定に定めることとしております。
0:58:25	続きまして、
0:58:29	通し番号の 13 ページに行きまして、ページ使用非常用社内電源系統の液体につきましては、こちらにつきましても、これ、
0:58:39	今日は申請上に記載されている要件に従って、定めておりまして、そのあとに、14 ページの離隔区間に掛かるところの整合を図って記載しているということになります。
0:58:54	すいません、まだちょっとミスがありまして 83 条のほうにつきましては、こちらを事例になっておりますが、こちらにつきましては今まで新たな雪ではありませんで重要な虚偽ということで、とかして整備を
0:59:09	ということで修正をしますS申し上げますスマートすいませんここ減額書類なんて記載がされていますが、こちらの添付書類 6 の間違いになりますので、こちらをあわせて形成をしたいと思えます。
0:59:26	続きまして、101101 条の線量等の表示につきましても、こちら県費買えと。
0:59:32	保安規定設計コンペに対して、
0:59:36	本文と添付こちら添付書類の 7 項の記載について整合を図っているというふうに整理をしております。
0:59:49	すいません。
0:59:51	当社もね 18 ページに行きまして、安全上重要な施設等の安全機能につきましてこちら別表 7-3 の表に対して、こちらに整理をしているのは、安全上重要な施設と同等の管理を維持する移動等の維持管理を整理した設備の要求とまた表示対応の責任義務ですが、
1:00:11	両者施設等の 100 引き継ぎ正常な症状に載っている京都の整合を図って記載をしているというふうに整理をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:22	あとデータ期間等ですね。それぞれにつきまして同様の整理で、あと転倒による隔離事象ですね、こちらも同様の整理となりますので、同様の整理をして
1:00:35	アンケート申請書の整合を図って記載をしているということになります。私はしません、あとですね。
1:00:51	通し番号の 37 ページ中の中のところの検討の書類添付-1-添付 1 ですね、こちらにつきましては、積雪の除去というところを
1:01:04	こちら重大事故設計の前提条件にあるものになるんですけど説明的積雪の除去について除灰同様の管理をするということで整理をしておりますここに記載をしているということになります。
1:01:17	再処理は非常にありまして、2 杯決別管理室につきましても、予備電源等の内容に違いはありますが、° 基本的に同様の整理をして整合図って定めているということになります。説明は以上になります。
1:01:36	規制庁今まで数ただいまの原燃の説明に対して何か確認することは、
1:01:43	規制庁の藤原です。今回許可との整合で許可本文や添付を記載していただいているんですけども、先ほど説明にもありましては抜き出して記載しましたということで類似のものは、
1:01:58	ちょっと省いたみたいなの形の御説明もあったかと思うんですけども、ここに記載されているその抜き出した範囲等の窃盗記載方針っていうのはどのように整理されているのか。
1:02:11	ですね、それ戻せの観点がありますのでその辺を御説明いただきたいのと、そのすごいへと設工認のほうでは様式 7 として、許可でのお約束に対する位置付けっていうものを整理されていると思います。
1:02:27	その整理と関連づけられて整理したのかっていうところについてもご説明いただけますでしょうか。
1:02:48	日本原燃のハヤミでございます。今回kA
1:02:54	事業指定との整理表を示すに当たりまして一部先ほど申したように、ちょっと整理をする形で記載をしているということでございますので、整理をするにあたってですね省略をしている部分があるんですけども、そちらの要求事項として、系統及び事故とか反映すべき事項と、
1:03:14	して、今ここに書かれているものの、ここに該当するということでそういった確認をした上で
1:03:22	ですから抜け落ちがないというような形に
1:03:27	なるように、
1:03:30	別途整理をしたものです。同じ部分ですね、同じ記載があるところのみを検討して省いたという形にしてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:40	今回全くですね第2回以降の変更申請で当社そのものについては除いているのとそれからちょっと本日提出をさせていただきます。現行の保安規定の中で管理ができると、そういった形で整理をさせたものについては、
1:03:58	ちょっとここには入っておりません。そういったものを含めると、1月29日に厚生御提出させていただきました参考資料の中の全体がその分ですけれども、その中から、今回の変更申請に係る部分だけを抜き出してさらに同じ記載のものを
1:04:15	生徒のぞいたという形で、こちらのほうに整理をする形としてございます。
1:04:21	だからもってあの設工認の様式7との関係でございますけども、そちらのほうはちょっとまだ結構人としても全体整っていないところもありますので、今のところはまだそこまでの確認を行ってはいないです。
1:04:37	ところです。
1:04:47	規制庁コサクです。えっとですね、ちょっとまず、
1:04:52	どういう方針で説明されてるのかっていうことなんですけど、
1:04:59	申請のときに参考としてつけられたものは一式書いてますということなんですけど、一方で今回は何です限定して説明しているのかと。
1:05:11	ということについてまず御説明いただけますか。
1:05:21	はい。つめ波源のハヤミでございます。申請ですね1月39日の申請の中で御示しさせていただいた参考資料につきましては、
1:05:35	昨年の事業許可をいただきました事項の中で、
1:05:42	あと、
1:05:45	運用の中で担保すべきはそういったものに反映すべきものを抽出したものの全体を整理をさせていただいてございました。
1:05:53	で、その中でこれまで抵当確認の中で第二段階ですね分割で申請をするという中で大枠として、こういったものは、ただ、今回、変更申請をさせていただきますよと。
1:06:09	その他重大事故等に関わるものについては、第二段階で班員二つすると、今そういった整理をさせていただきましたので、そう観点で第二段階として反映すべきものですね、全体としてっていう中のある項目として、
1:06:25	第二段階で反映すべきものについては、ちょっとこの資料からは、
1:06:32	のぞいているというとおかしいんですけどもそこは含めない形で整理をさせていただいてございます。
1:06:39	で、もう一つの
1:06:42	現行の保安規定に基づいて管理ができるものにつきましてはちょっとそちらを資料の作成の関係でちょっと同時に提出ができる間に合いませんでし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たのでちょっと本日提出をさせていただくということで分けた形で整理をさせていただいたものになってございます。
1:07:04	規制庁コサクです。全く何を言っているかわかりません。
1:07:11	そもそもですね新生児に参考をつけるのは、
1:07:16	必要なものではなくてですね。
1:07:18	その後、今回提示いただいたようなヒアリングの中でどう考えて申請したのかということの説明いただければいいと。
1:07:27	いうものなので、
1:07:31	ほかの話でも申し上げてますけどあっちこっちで部分部分に説明されて一体どこで何を説明しているのかわからないというような資料の提示のされ方をしても困るので、我々としては今回、
1:07:45	今日のヒアリングで確認している資料というのが一式の説明をしているものだというふうに思ってますんで、前回のヒアリングとかで確認した資料はですね、それが、これはあの一覧表でしかないので、
1:08:01	その間、先ほども少し非常時の話について考え方をまとめて説明してくださいということをお話ししましたけど、これまでの説明資料はそういった趣旨の補足で内容を説明すると、どういう考えなのかっていうのを説明する資料で、
1:08:20	ある意味、今日のヒアリングの資料を補足するものと、
1:08:25	いうことだと思ってますんで、そういった個々の説明があった上で今回の整理表の中で網羅的にその考えに基づいて対応できているかどうかっていうのが一通り確認ができるというふうに資料を作っていたきたいと。
1:08:43	思います。そうすると
1:08:46	最初にフジワラのほうから網羅性の観点からというふうにも申し上げましたけど、ここはですね今回の変更事項並べて、それに関してというのではなくて、まあ当然あの今回の変更部分を上げてもらう必要があるんですけど。
1:09:03	それ以外にも許可で変更があった事項は一式あげて、それについて、今回のものは対応がとれているということですし、次回以降だということについては、
1:09:18	なぜ次回以降のかとこれまで説明いただいたような子ものどこの部分ですということがわかるように説明をされると。
1:09:27	というようなことで一式がわかるようにしていただかないと情報が発散してしまうかなと思ってます。
1:09:36	その点
1:09:38	払拭できるように資料改正できますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:46	はい、例のハヤミでございます。すいません御趣旨は理解いたしました。ちょっとあの資料としてどういう形にするのが審査を行うでわかりやすいかというところもありますので、ちょっとその辺も含めて、
1:10:03	という形で表すかというのは、一度整理をさせていただければと思います。
1:10:12	規制庁コサクです。日
1:10:14	整理も何も簡単で保安規定のほうは極論言えば、保安規定条文全部並べて、
1:10:23	今回の変更部分はマーカーをして、
1:10:26	それに対して関係する
1:10:29	事業指定添付と。
1:10:31	言ったようなことを張りつけていて、その部分で
1:10:36	先ほど設工認の様式7での整理っていうのはまだ見直しがかかっているので整合は見てませんということでしたけど、様式等の整理は申請前にされているものなので、その際に保安規定もあわせて整理をしていて、
1:10:54	説明ができませんということは全くないはずで、
1:10:59	そこも整合して説明をしていただきたいし、
1:11:04	設工認の見直しと同タイミングで保安規定も対応をとってレベルのそろった
1:11:12	ものとして補正をしていただきたいし、それをもって審査して手続きを進めたいというふうに思っていますが、
1:11:21	そういった点で事業指定の
1:11:24	本文と添付といったところのどこが運用でどこが設計で、
1:11:31	運用でといったところが保安規定に反映すべき項目で、それが対応するのか次回のかと。
1:11:38	ということなので、今もベタ塗りしてますけど。
1:11:42	設計の部分に塗られたのでは、じゃあ設計も保安規定なんですねと。
1:11:46	いうことになってしまうので、そういったところをしっかりと整理をして必要なことは何なのか、保安規定で記載すべきレベルというのはどういうものなのかと。
1:11:58	いうことも含めて説明をしていただきたいと思います。
1:12:06	はい、ハヤミでございます。今の趣旨を踏まえて資料修正の上、説明をさせていただきますと思います。
1:12:23	からです。
1:12:25	先ほどコサク調査官から整理の仕方というかどうか整理するべきかっていう話があったので、そこにも包含されてしまうのはわかりつつも少し細かい点ですがお伝えしたいところをお伝えしようかなと思います。
1:12:41	もう性的内数ではあるものの、41号の例冷却期間の変更の部分なんかについては今、4-11構造及び設備のところ記載されているというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:56	こちらについては3の再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力というところにもとこういった記載ってあるのではないのかなとは許可のところでは等を立てるところがあると思うんです。今回2と同じような記載のところは、
1:13:13	抜きましたってということだったので、ここを抜かれてしまったのかもしれないんですけども、こちらの点についてはどうお考えでしょうか。
1:13:40	規制庁イノマタ原燃聞こえてますか。はい、すみません日本原燃のハヤミでございます。ちょっと確認をさせていただきますけども、今言われたように他に関連する条文でこのアンケート事業許可の記載のところがあるんですけども。
1:13:56	その整理の中で、
1:14:01	ちょっと今の資料上あらわれてないんだと思います。ちょっとその辺はすみません
1:14:07	先ほどの全体を整理する中で、改めてその辺が時均等さらわれるような形で資料のほうでお示したいと考えてございます。
1:14:19	規制庁コサクです。今の点で言うんですね、今日の資料は、位置構造設備の対応関係っていうのを、
1:14:28	を整理するのに、何か随分と硬質してるような気がしてまして、今申し上げたのは、第3号の対応ですし、さらに
1:14:37	今回の許可の変更だと第7号でしたかね、8号、
1:14:45	交換が7号で時固形が8号でしたかね、そちらのほうの対応っていうのも非常に大事なので、実行対応のほうは2回の重大事故がある時の方がメインではありますけど。
1:15:01	自然現象対応とかの関係では、関係することもあり得るのではないかと思いますので、また先ほど、第2回のことも含めて一式漏れのないように整理してくださいと申しあげましたから、そういったほかの号も含めて
1:15:19	しっかりと今回の変更事項っていうのを抜き出して対応するようにお願いします。
1:15:28	はい、蓮見でございます。それから趣旨を踏まえて整理をさせていただきたいと思います。
1:15:38	市長のフジワラです。あと、すみませんまた細かい点が少し続くんですけども、59分ー11のところ、その他自然災害発生時の体制の整備っていうところの保安規定に対して今はその位置構造のところ、
1:15:54	地震の話が確か添付のほうで展開されているので、ここで波及的影響のところを持ってこられているのかなと思いつつも、ただテントのところでは言いますと、積雪の話も今日少し中話題に触れられていたと思いますが積雪のことも書いてある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:12	そういう意味で言うと、摩耗性の観点で一式見直していただく中で、こういったところですねその他の自然現象の中で、今の時点でも入っておかなきゃちょっとおかしいのかなといったところがございます。ですので、全部一式みなされと思うんですけども、
1:16:29	こういった点も抜け漏れのないように対応していただきたいと思っています。
1:16:37	はい。ランキングのハヤミでございます。ちょっと系統条文対応等テンプレ側でのその製品の特性というか抜き出している部分の差異があるところもございまして、その辺、改めて確認をしてテープ整理をさせていただきたいと思います。
1:16:56	このフジワラです。よろしくお願いします。その時に今回積雪の話っていうふうにお伝えしてますけれども、何度も申し上げますけれども、網羅的にきちんとですね事象に対して対応ができることっていうのが見れないといけません。本日も、
1:17:12	提出いただくですでにある規定で読めますっていうところも含めてになるんですけども、全体的に事象にきちんと対応ができるということが確認する必要がありますので、その点も含めて、当検討をしていただきたいと思っています。
1:17:32	はい、ありがとうございます。承知いたしました。
1:17:37	規制庁の古作です。ちょっと内容の話で確認なんですけど、今日の資料だと59分の36。
1:17:45	のところに火山影響及び積雪ということが挙げられていて、
1:17:54	次のページに行く等実施んと。
1:17:57	ということが挙げられてます。一方で保安規定の本文側で言うと、
1:18:09	まずは火災があった上で、火災でその次溢水化学薬品があった上で、火山モニタリングがあり、その次に火山影響と、
1:18:22	ということでその次にその他自然現象、自然災害というふうに挙げられていてですね、添付等構成が合ってるのかってないのかよくわからなかったのと、
1:18:37	何をもってその他自然災害というのかと。
1:18:42	ということで、さらに先ほど申し上げたようにその他自然災害として具体的に書いてあるのは地震だけでそれ以外の自然減下すみませんあと積雪ですね、それ以外の自然現象についてはどう対応するのかっていうことが見えないんですけど。
1:18:59	これも先ほど保安規程審査基準のときにお話ししたところと同じにはなるんですが、許可で話をした自然災害対応について、どこの場所で規定するのが適切と考えているのかと。
1:19:15	言ったようなことがわかるようにしていただきたいんですけど、現時点で起こって簡単にも、大枠として分かる範囲費。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:25	御説明いただければと思うんですけど、どんなものなのでしょうか。
1:19:39	ウラン系のハヤミでございます。
1:19:46	いや、
1:19:49	その他事象につきましては、今回といによりますます付近の他ですね、ちょっと今回持っておりますが、竜巻対応そういったものが設置その他自然現象として整理をするもので、その瓶と締結についても、その他という大枠の中に入ると思うんですけど。
1:20:09	そっちの関係上ですね今の火山影響時の措置と合わせた形にする。
1:20:18	ことで整理をしてございますので、ちょっとその関係で順番が、
1:20:24	そうですね。閉合というか
1:20:27	来条文だとkAと添付があるとの並びでええと一致してない部分が出てきている。
1:20:35	いうことでございます。
1:20:41	規制庁コサクです。よくわからなかったのでまとめて次回御説明くださいで極論言うんですけど、条文で火山影響等をその他自然と分ける必要がどこにあるのかといったこともよくわからなくてですね。
1:20:57	モニタリングと分ける必要があるのはそっちの内容が違うから、ある程度わかるんですけど、それにしても、
1:21:05	すいません。モニタリングはそっちも違うし、体制として、日常的にやることと違っていうので違うかもしれないので、こう分けれる趣旨は何となくわかるんですけど。
1:21:17	それ以外はどういう趣旨なのかちょっとわからないので、場合によってはその辺りを整理することも含めて御説明をしていただければと。
1:21:28	いうふうに思いますので、その関係ではですね内部事象も同じでして、今は条文で明示されている火災と溢水化学薬品で規定されてるんですけど、前回の資料とかでは内部飛散物についての説明とかも
1:21:47	それはこちらの対応とは別に規定をしていたはずなんですけど、それがなぜなのかというようなこととかですね、そういう機能維持に関する対応として、一連の扱いと
1:22:03	入ったこともちょっと確認をしておきたいので、
1:22:11	全般に関連することということで、
1:22:14	関連することを広くとってですね、説明する枠に入れていただければと思ってます。よろしくをお願いします。
1:22:25	はい、ハヤミでございます。先ほどの条文との関係ですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:32	まずそれからその他自然災害をあけるあけないと、そういった話を含めて全体整理をした上で御説明をさせていただきたいと思います。
1:22:44	フジワラです。あとですね、本日少しお話もあったかと思うんですけども、許可だけ新規性基準以外の部分で変更した部分っていうのエコソフト事項があったかと思うんですけども、その整理状況について簡単に
1:23:01	御説明いただきたいなと思いつつ本日説明できるのであればしていただきたいんですけども、と敷地境界の変更についてとかっていうところは、今回の変更ではどういった整理になっているのか、すでに変更済みなのか、今回のところではなくて次回なのかっていったところも、
1:23:19	についても説明いただけたらと思います。
1:23:31	はい。
1:23:32	にある弁にハヤミてございます。
1:23:35	すいません、ちょっと全体もちょっと確認させていただきますが、敷地境界の変更等については、
1:23:44	第2回以降というふうな形で整理をさせていただいてると思います。
1:23:54	規制庁のフジワラです。今回、これまでの説明の中で新規性基準以外のものっていうものに関しては、今回2基の申請の中に含まれているものだけの説明だったので、この点ちょっとお聞きできていなかったということでお聞きしていますけれども、
1:24:11	それ以外にも幾つかあるのかですとか、あと、
1:24:16	不法な侵入とかその辺りの対応っていうのはどこでされるというふうに整理しているのかとか、その他に御説明いただけることがあれば説明していただけますでしょうか。
1:24:32	ちょっと他の項目として何があるかっていう全体ちょっとすみません整理できていないんですけども、不法侵入につきましては各室法上の措置というふうに考えてございまして土については、ppt系ですかね、の中で整理がされるものというふうに認識してございます。
1:24:56	規制庁コサクです。具体的にはPP規定なんですけど、許可のときに安全の関係からということで審査項目に挙げていてですね、その中でこの部分はPP規定でっていうふうに分けてるので。
1:25:11	それも許可成功の関係から説明を入れていただいてPP規定だけでいいのかコアの保安規定で対応することはないかということについて説明するようにしてください。
1:25:26	はい、複並でございませんと確認をして整理をした上で説明をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:34	町のフジワラですと
1:25:38	2-3 の
1:25:41	別途整理についてなんですけれども、この説明という欄が、今右端に作られています、いくつか説明がされているとは思いますが、
1:25:53	実際にちょっと具体的に構想ですが、59 分の 12 ページなんかで言うと、
1:26:01	下から二つ分ぐらい、30 条の 3 ということで、先ほどのところでも議論した新基準への適合とかでも等を議論していた部分ではあったんですが、こちらはさっきの通り、事業指定に記載あり。
1:26:18	本規程との記載とそごはないというふうにそこと書かれているんですけども、この説明っておるんでは、どういったことを言いたいのか、何を説明したいのかっていうところをちょっと設定、
1:26:31	教えていただけますか。
1:26:46	はい。日本系のハヤミでございます。説明欄につきましては、基本的には経営等保安規定の変更箇所等の事業指定ですねヒラガ系統。
1:26:58	H位置指定とかそれに事業指定に従った内容で規定のほうを変更しているということを示すという形で記載をするものと考えてございますが、ちょっと今の記載はですね、
1:27:15	具体的な記載になっていないというところはあるかと思しますので、その辺、ちょっとすみません、改めて見直しをさせていただきたいと思えます。
1:27:26	規制庁の梶原ですよろしく申し上げます。実際今
1:27:30	書かれている内容っていうのはもうむしろ当たり前のことでそごがあったらむしろためだと思えます。なので、具体的に何を
1:27:39	変更したことによって、して基準化結局に対してへとそごがないんだっていうことをやっぱり説明すべき部分だと思えますので、手で今回変更内容についても新規制基準で追加されたところばかりでもなく、
1:27:56	と記載の適正化であったりこっちの修正であったりといったところがありますので、そういったところがきちんとわかるように、この説明っていうところを拡充していただきたいと思います。
1:28:09	はい、あげないでございます記載のほうを見直せ見直しをさせていただきたいと思えます。
1:28:17	規制庁の藤村です。あと、今回の説明の中でいろんな意味でちょっと失敗してるところがありますというような御説明もありました一式この資料を説明を別途検討されるということですので、そのときにはいろいろイノマタミスがないようにですとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:35	あと本当に本規程の中で規定すべきものはどこなんだっていうのがきちんとわかるように記載を整えていただきたいんですけども、
1:28:44	今回も、
1:28:47	単なるミスかなと思っているものの、59 ページが分の 15 ページで、
1:28:57	101 条の部分なんですけれども、こちらについては駄目 7 章の放射線管理のものなのではないかと思っていて、今、多分ですね別途章立てを入れ忘れていて、
1:29:12	あたかも第 6 章の廃止等廃棄物管理のほうの上部のように見えてしまっていますがこれは誤記でよろしいですか。
1:29:23	日本原燃のハヤミでございます。はい。ご指摘の通りこの A 棟 83 条と 101 条の間に話をというのが本来入るべきです。申し訳ございませんでした。
1:29:37	規制庁の梶原です。この資料も意識を検討されるときにそういったところのミスもないように、きちんと反映していただければと思います。
1:29:46	よろしくお願いいたします。
1:29:51	はい、頑健ハヤミでございます。承知いたしました。
1:30:02	規制庁イノマタですけど他よろしいですか。
1:30:11	規制庁イノマタです。よろしければこちらの非常のほうの確認を終了したいというふうに思います。
1:30:20	先ほどちょっとコメントありましたように、
1:30:26	まず許可というので。何が派ソフト対応でハード対応なのかというのがもしやったりとか、当然そのソフト対応については、今回の変更内容と関係についてはこういったものをしていただくと、それを資料に、
1:30:43	わかるように管理していただく。
1:30:46	こういうことになるかというふうに思ってあと細々した話がありましたけれども、そういったものも含めてですね、対応していただければというふうに思います。
1:30:56	それですね、今回のコメントを踏まえた資料修正というのは大体どれぐらいのスケジュール感で行われたものかというのを説明いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
1:31:16	値上げのハヤミでございます。すいませんちょっと本日、面談練習をさせてただヒアリングで使用させていただきました資料ですねちょっといろいろなものでなかったということで変更が必要かというふうに思っております。すいません。
1:31:32	ちょっといろいろ確認等もさせていただきたいというところもありますので、ちょっとすみませんちょっとまず 2 週間程度御時間をいただければというふうに考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:50	規制庁イノマタ室へ等、基本的にもうすでについている中での申請がされているというふうにごちらのほうは理解しておりますので、はやくうしていただくということは、
1:32:06	あまり積極的には無視上げませんが、基本的にその前提があった上で今回の整理というふうにご理解しますので、極力ですね、考え方をハヤミしていただいて、
1:32:21	ご議決いただければというふうにご思います。
1:32:29	規制庁のフジワラすみません。でね、本日おそらく別途規定に対する対応状況のものが出てくる予定だったかと思っておりますので、それをまた自主とこにヒアリングっていうようなスケジュールが出されてくるのかなと思っておりますけれども、
1:32:45	その関係も踏まえると、今の今日のヒアリングを受けて、本日の資料を修正してそれがもう2週間ぐらいかかってしまうと、極力早くという話もありますけれども、デリバ本日でそれルール資料でまたヒアリング込められてる資料も、
1:33:03	一式今回の指摘を踏まえて、
1:33:07	精査されていて、一気にヒアリングをやったほうが効率的なのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。
1:33:17	はい、日本テレビのハヤミでございますけれども、系統お話がございました通り、先ほどのペーパーとして決まりましたように全体を整理してということでございましたので、奇形のところ部分的に御説明するというよりは、それも含めた全体を示す必要があると思っておりますので、
1:33:36	それとちょっと本日の資料提出のほうはちょっと見送りさせていただいて、それも含めて全体を整理した上で改めて資料提出とヒアリングというふうにごさせていただきます。
1:33:56	規制庁今までです資料提出の件は了解しました。
1:34:01	それでは法カーなんかご全体通してございますでしょうか。
1:34:14	よろしいですか。
1:34:16	はい。それでは本日のヒアリングを終了させていただきたいと思っております。
1:34:21	これまででした。
1:34:25	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。